

九度山町 簡易水道事業経営戦略策定業務

令和 6（2024）年度～令和 15（2033）年度

九度山町上下水道課

令和 6（2024）年 3 月

【 目 次 】

第 1 章 はじめに	5
1 経営戦略とは	5
2 経営戦略改定の目的	5
3 位置づけ	6
4 経営戦略の計画期間と投資・財政見通しの検討期間	6
第 2 章 事業の概要	7
1 事業の現況	7
1.1 水道事業の概要	7
1.2 施設の概要	8
1.3 水道料金	10
1.4 組織の概要	11
1.5 経営健全化の取組み	11
2 経営指標を用いた分析	13
3 固定資産の取得実績	18
4 現状分析まとめ	19
第 3 章 将来の事業環境	20
1 水需要予測	20
1.1 行政区域内人口の予測	20
1.2 給水人口の予測	20
1.3 有収水量の予測	21
2 施設の見通し	22
3 財政収支の見通し	23
3.1 財政収支見通しの算出結果	23
4 まとめ	26
第 4 章 経営課題と経営改善に向けた取組み	27
1 経営課題の整理	27
2 経営改善に向けた取組み	28
第 5 章 投資・財政計画	29
第 6 章 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組	33
1 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況	33

1.1 広域化	33
1.2 民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI 等の導入等）	33
1.3 施設・設備の廃止・統合・合理化.....	33
2 財源についての検討状況.....	33
2.1 料金	33
2.2 企業債	33
2.3 繰入金	33
2.4 資産の有効活用等による収入増加の取組.....	33
第 7 章 経営戦略の事後検証.....	35
1 基本的考え方と PDCA サイクルの確立	35
2 進捗管理について	35
3 経営戦略の改定について	35

第1章 はじめに

1 経営戦略とは

経営戦略は、公営企業が将来にわたり安定的に事業を継続していくために策定する、中長期的な経営の基本計画である。

現在、公営企業の多くは、人口の減少等に伴うサービス需要の減少や、所有する施設の老朽化による維持管理・更新コストの増大等に直面し、取り巻く事業環境は厳しいものとなっている。

各公営企業が将来にわたって安定的にサービスを提供し続けることが可能となるよう、総務省は平成 26（2014）年度に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」を通知して各公営企業に対し「経営戦略」を要請し、概ねすべての地方公営企業が令和 2（2020）年度末までに策定を完了した。また、「経営戦略策定・改定マニュアル」において 3 年から 5 年内の見直しを行うこととしており、現在では令和 7（2025）年度末までに経営戦略の見直しを行うことが要請されている。

2 経営戦略改定の目的

水道法では、水道事業の目的を「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」としている。水道事業を取り巻く状況は、人口の減少を主な要因として、今後、有収水量と料金収入の減少が予想されている中で、これまで整備を行ってきた施設や管路の老朽化に伴う大量の更新需要が迫り、厳しさを増していくことが見込まれている。

このような状況を踏まえ、九度山町（以下、「本町」という。）においても平成 28（2016）年度に水道事業の経営戦略を策定した。また、本町の水道事業は経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組むため、令和 5（2023）年に地方公営企業法を適用し、公営企業会計への移行を実施したことで経営状態をより正確に把握できるようになった。

本業務は、公営企業会計の移行によってよりの確に現在の経営の状況を把握し、将来の見通しを立てられるようになったことを踏まえ、現状把握、分析、将来予測等を詳細に行い、健全で安定した経営を維持するための経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図るため、経営戦略を改定し、持続的な事業経営に資する事を目的とする。経営戦略の策定後は、毎年度進捗管理を行い、実績との乖離について検証し必要に応じて適宜見直しを行うことで、この経営戦略を水道事業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に資する重要なツールとして位置づけるものとする。

3 位置づけ

本町の水道事業の経営戦略は、上位計画である「九度山町第5次総合計画」の下、各種の関連計画と連動し、今後の水道事業の根幹となるものとして位置づけ、中長期的な事業運営の指針とする（図 1-1 参照）。



図 1-1 水道事業経営戦略の位置づけ

4 経営戦略の計画期間と投資・財政見通しの検討期間

経営戦略の「計画期間」は、総務省の経営戦略策定ガイドラインでは、「10 年以上の合理的な期間を設定する必要がある」とされていることから、令和 6（2024）年度から令和 15（2033）年度までの 10 年間を計画期間とする。

また、「公営企業の経営に当たっての留意事項について（平成26年8月、総務省）」において、経営戦略策定後 3～5 年に一度見直しが必要とされているため、今後も継続して見直しをしていく。

第2章 事業の概要

1 事業の現況

1.1 水道事業の概要

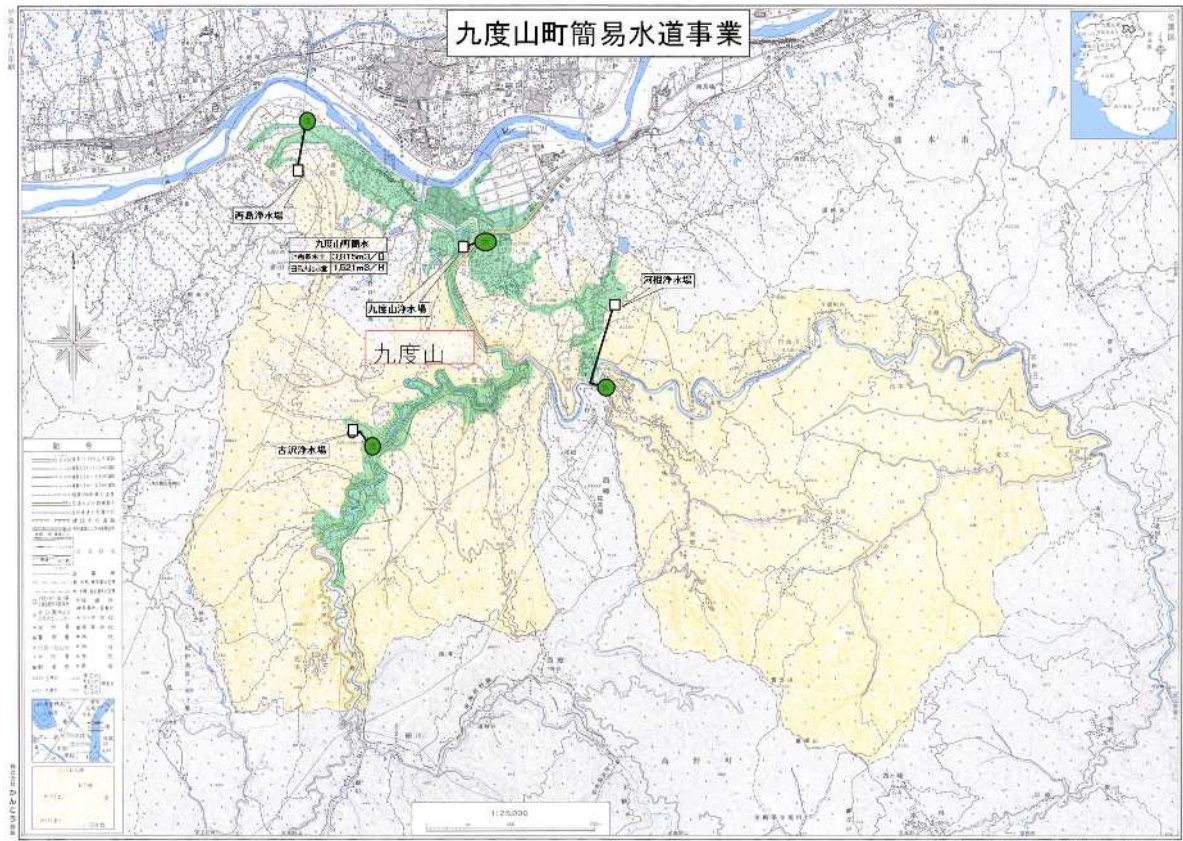


図 2-1 給水区域

1.2 施設の概要

1.2.1 旧九度山簡易水道

旧九度山簡易水道は九度山水源から取水した後、九度山浄水場で、緩速ろ過系と急速ろ過系で浄水処理を行っている。浄水した水は送水ポンプで九度山配水池、古曽部配水池及び梅林配水池へ送水している。また西島水源は取水井で取水した後、浄水場で緩速ろ過方式により浄水処理を行っている。(図 2-2 および図 2-3 参照)

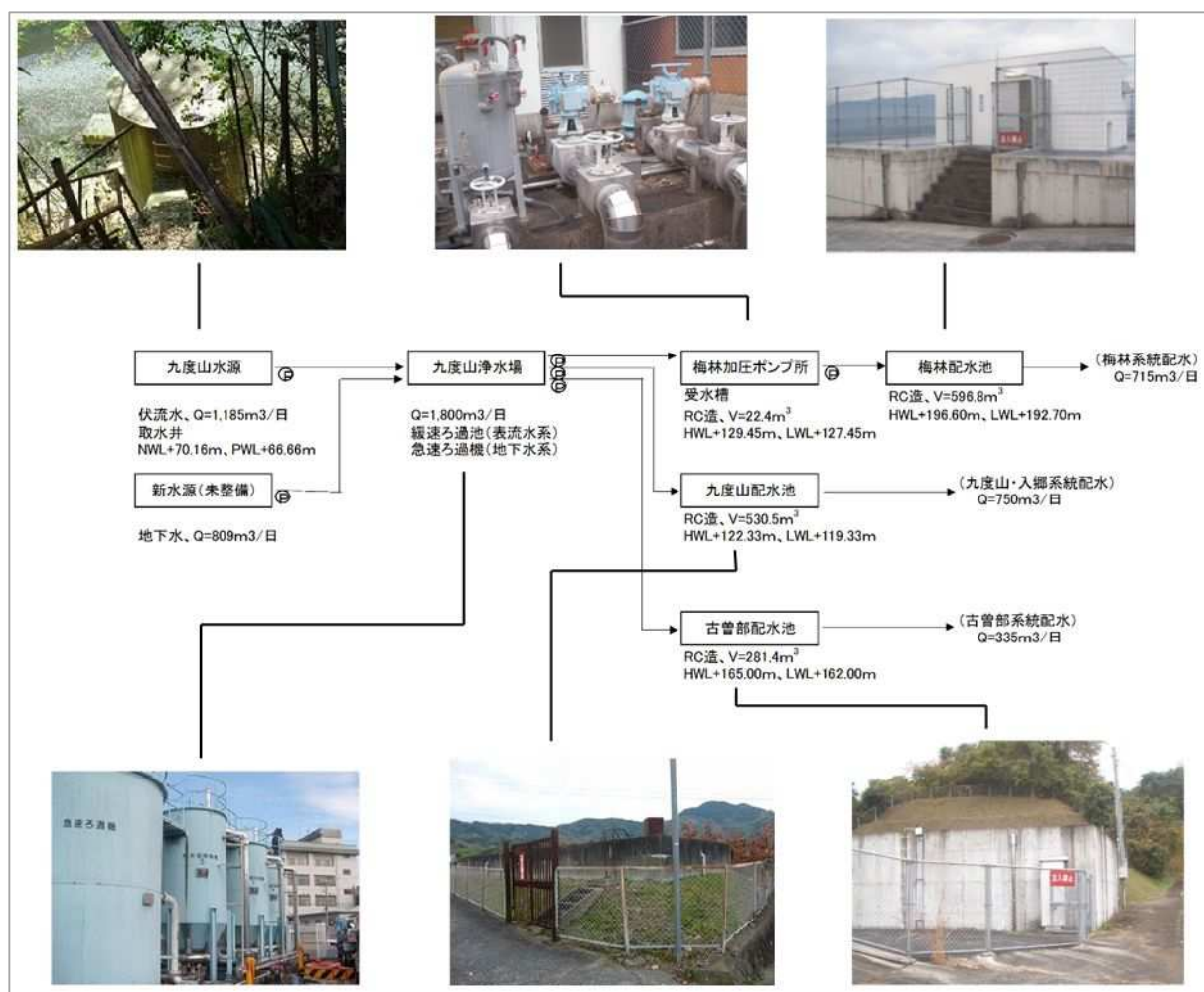


図 2-2 九度山水源 配水フロー図

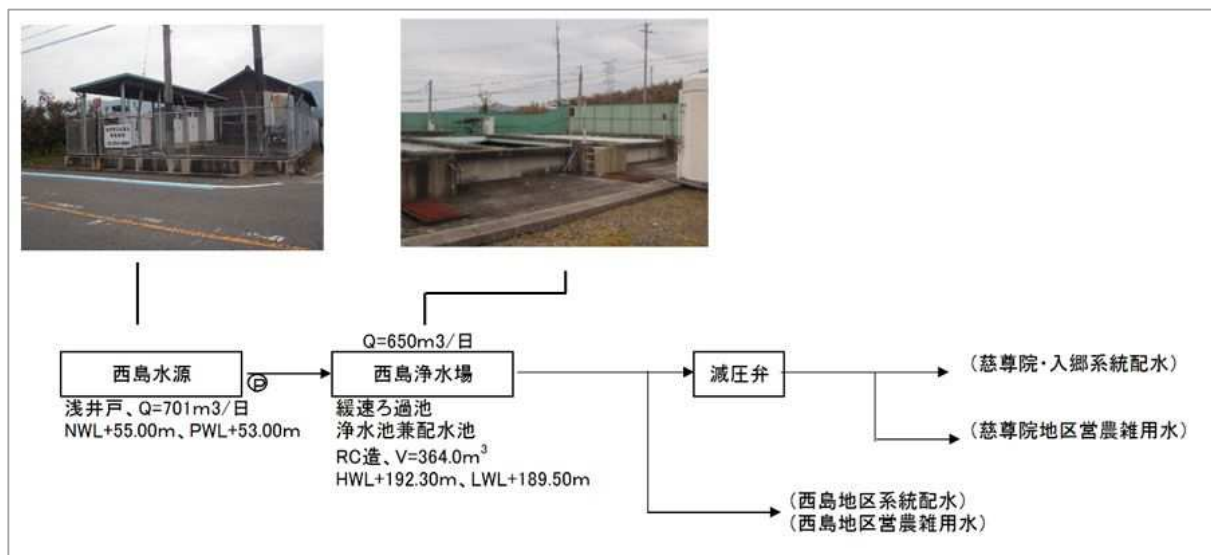


図 2-3 西島水源 配水フロー図

1.2.2 旧河根簡易水道

旧河根簡易水道は河根水源から取水した後、河根浄水場の膜ろ過設備で浄水処理を行っている。浄水は高区配水池及び低区配水池へ送水している。(図 2-4 参照)



図 2-4 河根水源 配水フロー図

1.2.3 旧不動谷簡易水道

旧不動谷簡易水道は古沢水源から取水した後、古沢浄水場の緩速ろ過池で浄水処理を行っている。浄水した水は古沢配水池へ送水している。(図 2-5 参照)

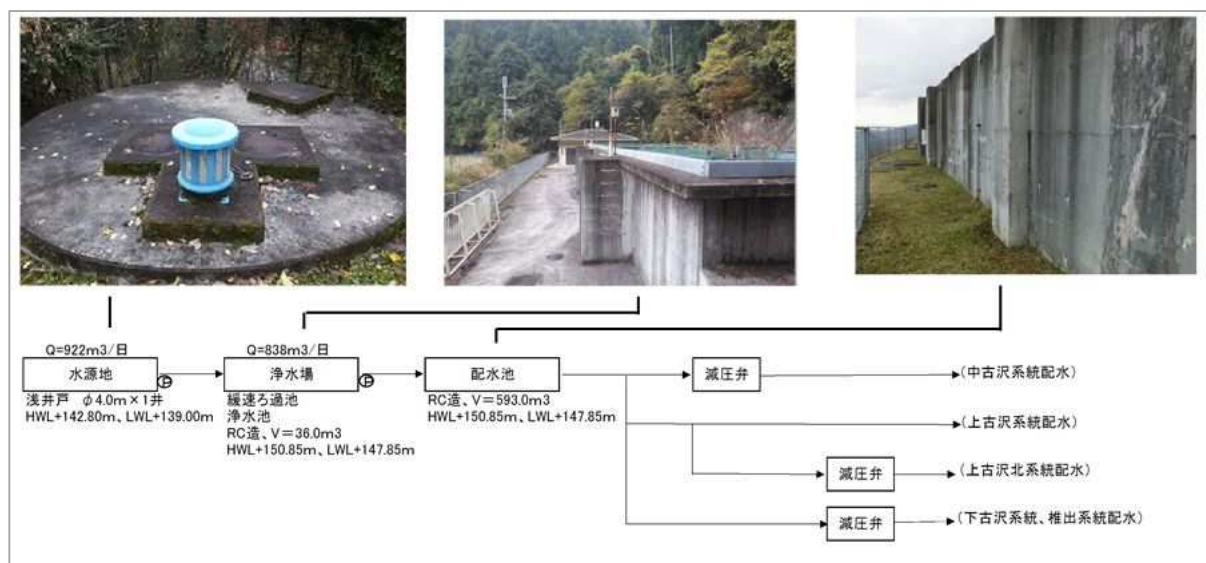


図 2-5 古沢水源 配水フロー図

1.3 水道料金

本町の水道料金は使用水量に関わらず発生する基本料金と使用水量に応じて料金が決定する超過料金で構成される二部料金制を採用している。また、基本料金は用途別に定めており、超過料金は使用水量が増加すると逡増する体系を採用している（表 2-1 参照）。平成 28（2016）年 4 月に人口減少に比例する料金収入の減少、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加に対応するため、料金改定を実施し、現在の体系となった。

表 2-1 水道料金表（m³/月、税込）

給水装置	用途	基本料金（円）		超過料金 1m³あたり
		基本水量	料金	
専用	一般用	10m³まで	1,500	170
	営業用	20m³まで	4,040	170
	浴場営業用	300m³まで	30,000	130
	その他工事等臨時仕様	20m³まで	6,300	180
供用	一般用	10m³まで	1,600	170
営農栓	営農用	—	—	170

令和4（2022）年度末時点

1.4 組織の概要

本町の上下水道課は、上水道係と生活排水係の２係で構成され、令和５（２０２３）年９月時点の総職員数は６名が在籍している（図２-６参照）。このうち水道事業の業務については上水道係の２名を中心に条例や規則の制定、職員の研修、予算・決算、水道施設の工事計画や維持管理、水質検査、水道手数料等の賦課・徴収、など様々な業務を行っている。使用料の徴収業務は現在、税務課の所管となっているが、令和６（２０２４）年度から上下水道課に移管される予定であり、当課への増員の要望を予定している。

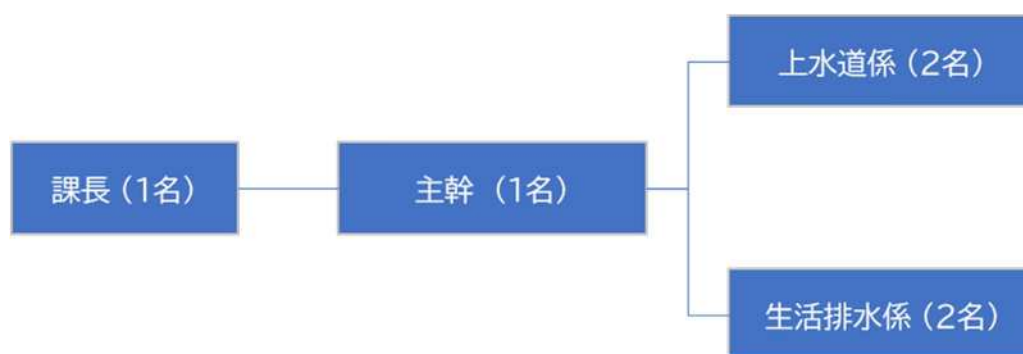


図 2-6 水道事業組織図

1.5 経営健全化の取組み

1.5.1 民間活力の活用状況

水道事業では、水道メーターの検針や警備及び町内水道施設事故等異常通報、閉庁時における水道施設の監視業務を民間委託し、効率的な管理に努めている（表２-２参照）。

表 2-2 民間委託一覧

委託業務	委託先	内容
水道電算業務委託	九度山町商工会	水道検針票作成、検針数のデータ入力、納付書の作成 等 ※今年度末で終了予定。
水道メーター検針業務委託	民間の個人 本年度は７名に委託	水道メーターの検針 簡易水道使用者の約１,８００件を１０区分に分けている。
警備業務委託	総合警備保障株式会社	簡易水道施設中央監視所の警備及び町内水道施設事故等異常通報
簡易水道施設管理委託（閉庁時）	九度山町水道工事組合	閉庁時（土曜、日曜及び祝日等）における水道施設の監視
保安管理業務委託	関西電気保安協会	自家用電気工作物の保安管理に関する業務
浄水場砂入替委託業務	町内の建設業及び水道業者	浄水場内ろ過池のろ過砂入替

1.5.2 広域化の取組み状況

和歌山県では令和元（2019）年に「和歌山県水道ビジョン」を策定し、県内水道事業の現状及び将来見通しから広域化を含めた今後のあり方について方向性を示した。このビジョンに基づき令和 4（2022）年に「和歌山県水道広域化推進プラン」を策定し、広域化に向けた多様な方策について長期的な財政シミュレーションを実施し具体的な効果を提示し、今後の検討方針を示している。本町はこれらの背景および方針をふまえ、広域化について検討を進めていく。

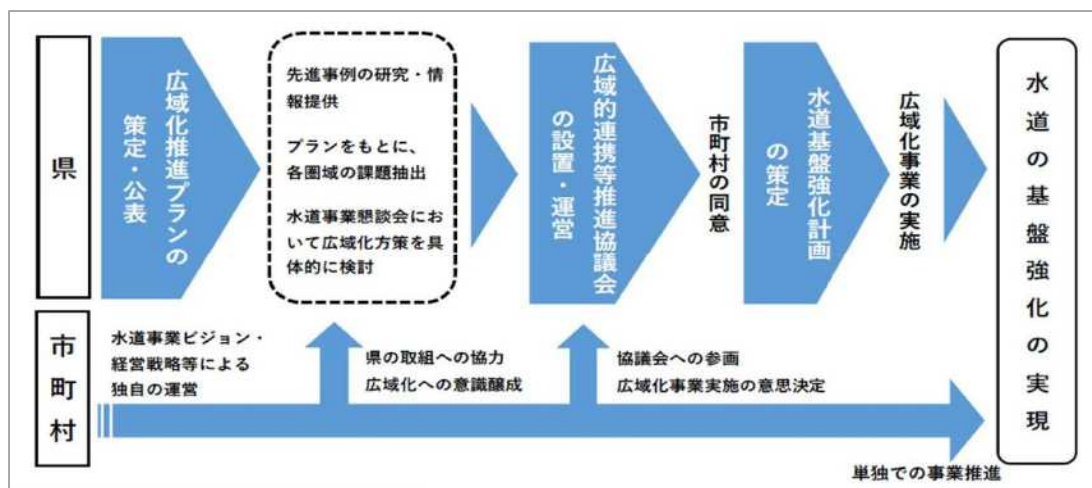


図 2-7 広域化の推進フロー

2 経営指標を用いた分析

(1) 収益的収支比率

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

この指標は、単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要である。数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。

$$\text{収益的収支比率}(\%) = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$

本町の収益的収支比率は、100%を下回っており、総収益で総費用及び地方債償還金を賄えていない状況にある（図 2-8 参照）。

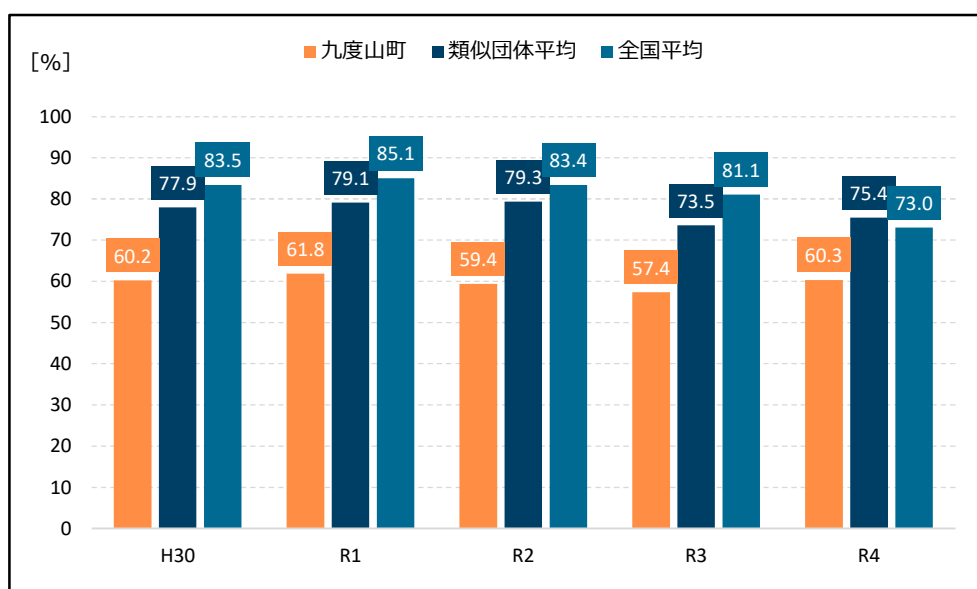


図 2-8 収益的収支比率の推移

(2) 企業債残高対給水収益比率

企業債残高対給水収益比率は、給水収益に対する企業債の割合を示すもので、企業債残高の規模を示す指標である。

$$\text{企業債残高対給水収益比率} = \frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{給水収益}} \times 100$$

本町の企業債残高対給水収益比率は類似団体平均と比較して高い水準にある。また全国平均との比較では令和 3（2021）年度までの過去 4 年間で概ね同程度であったものの、直近の令和 4（2022）年度に老朽管等の更新財源として起債したため、3,162%と高い水準となった（図 2-9

参照)。

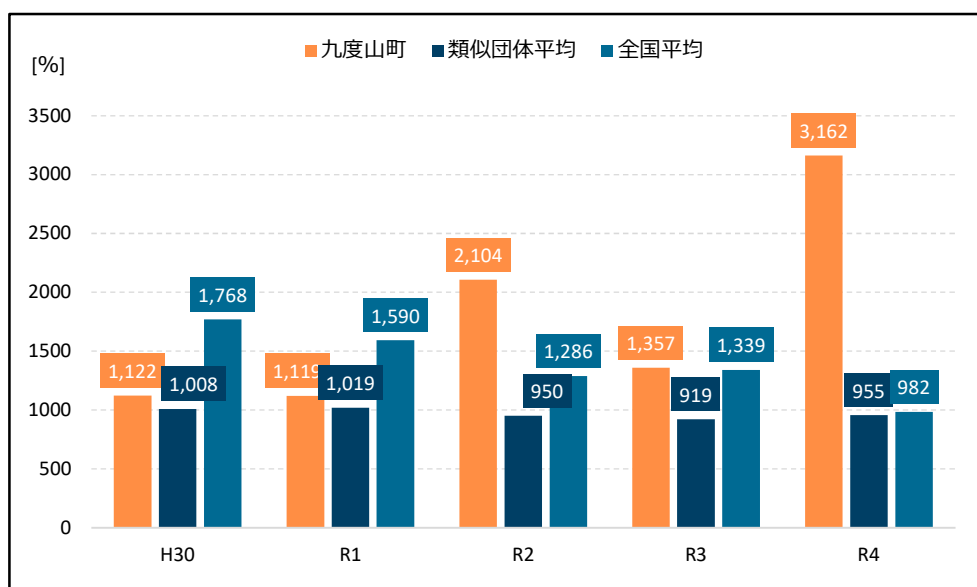


図 2-9 企業債残高対給水収益比率の推移

(3) 料金回収率

料金回収率は、給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能である。当該指標が 100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味する。

$$\text{料金回収率} = \frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}} \times 100$$

本町の料金回収率は、100%を下回っており、給水に係る費用が給水収益で賄えていない状況である。また、平成 30～令和元（2018～2019）年度までは類似団体平均および全国平均と同水準であったが、令和 2～4（2020～2022）年度に新型コロナウイルスへの対策として水道料金の減免措置を実施したため、類似団体平均および全国平均よりも低い水準となっている（図 2-10 参照）。

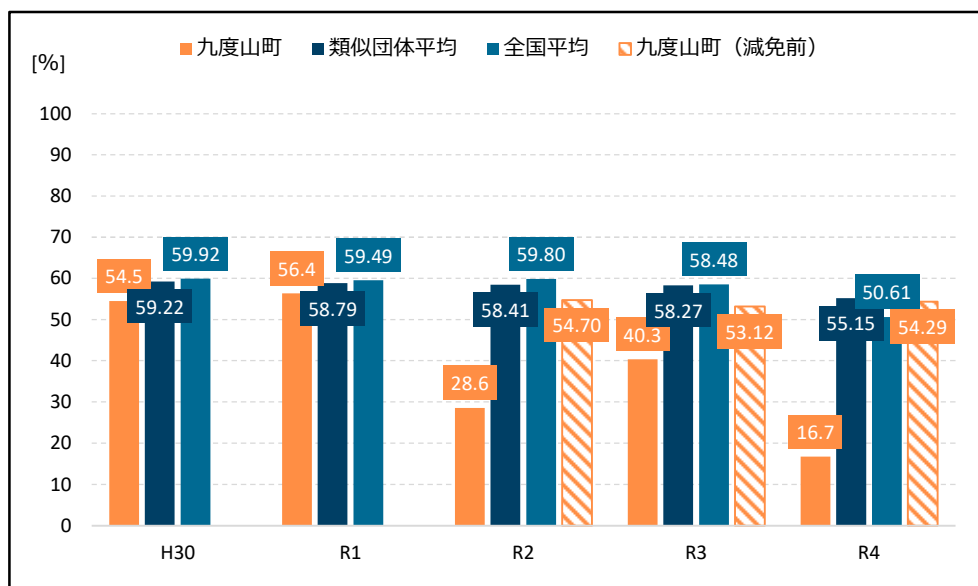


図 2-10 料金回収率の推移

(4) 給水原価

給水原価は、有収水量 1 m³あたりにどれだけの費用がかかっているかを示す指標である。

$$\text{給水原価} = \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{材料及び不用品売却原価} + \text{附帯事業費}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

本町の給水原価は近年微増傾向にあり、類似団体平均と比較すると 30～50 円/m³程度高くなっている。(図 2-11 参照)。

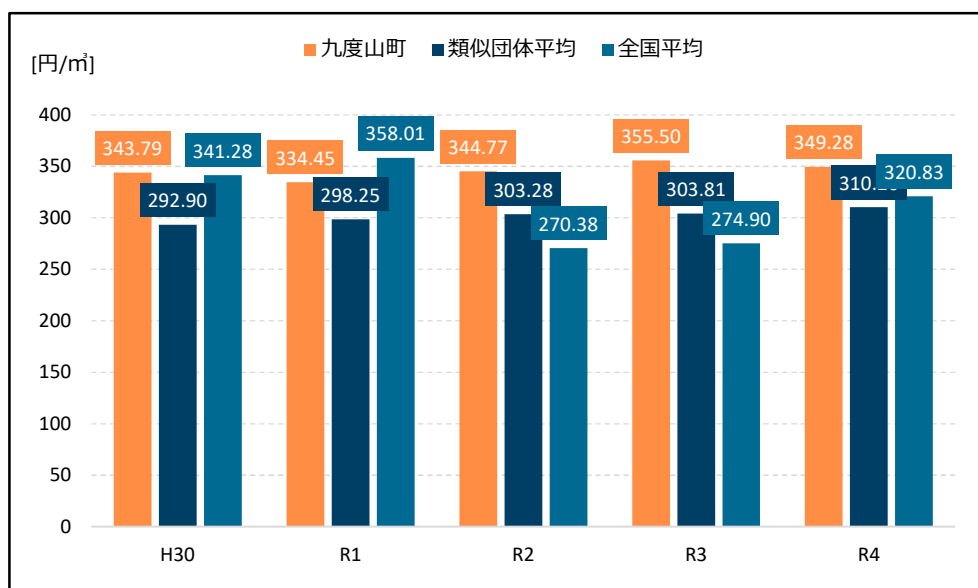


図 2-11 給水原価の推移

(5) 施設利用率

施設利用率は、一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。

$$\text{施設利用率} = \frac{\text{一日平均配水量}}{\text{一日配水能力}} \times 100$$

本町の施設利用率は近年微減傾向にあり、令和4（2022）年度では54.7%となっている。また、類似団体平均および全国平均と比較すると概ね同水準で推移している（図2-12参照）。

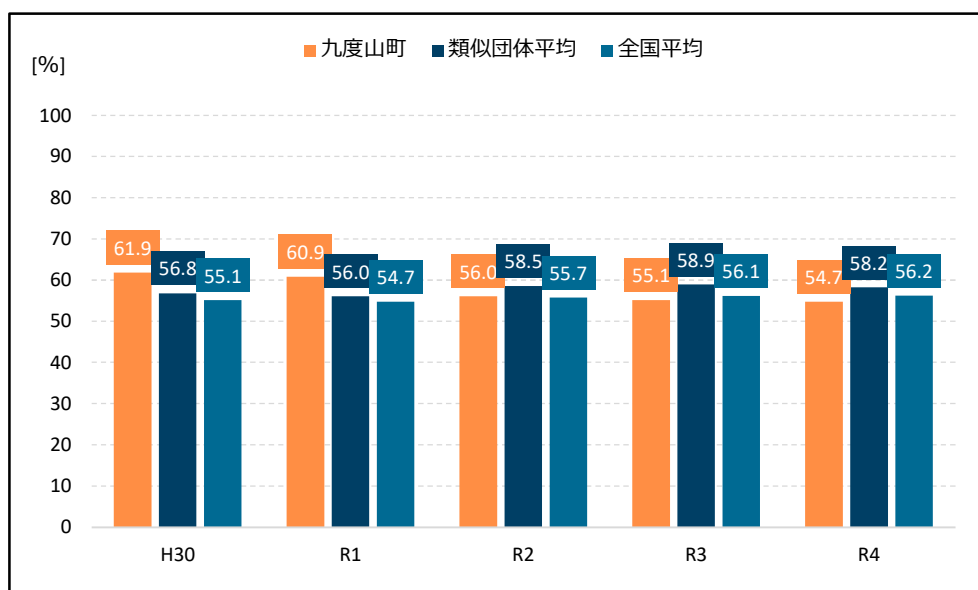


図 2-12 施設利用率の推移

(6) 有収率

有収率は、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標である。有収率が低い場合は、漏水やメーター不感等といった要因を特定し、その対策を講じる必要がある。

$$\text{有収率} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$$

本町の有収率は、近年増加傾向にあり、類似団体平均および全国平均と比較するとやや高い水準で推移している。今後も有収率の向上を図る必要がある（図2-13参照）。

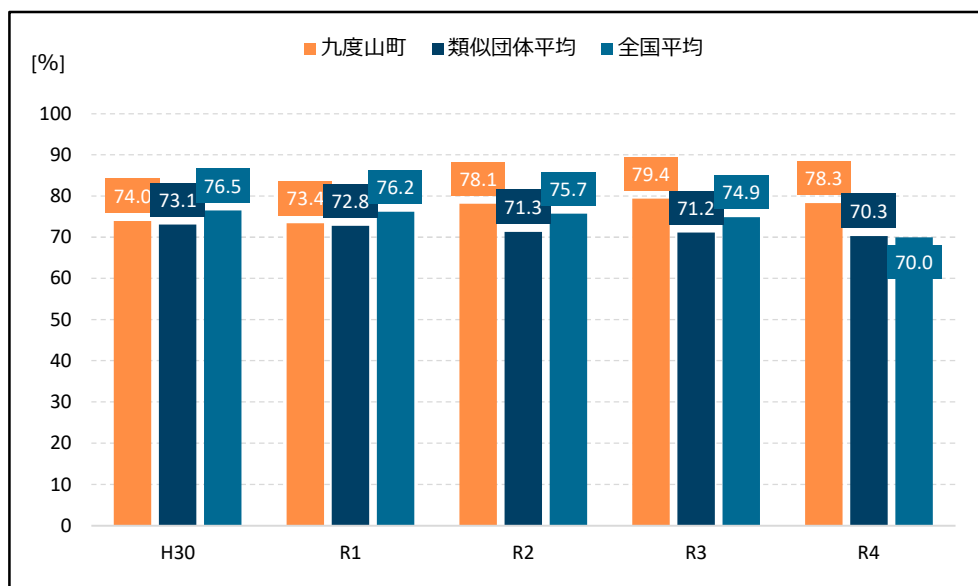


図 2-13 有収率の推移

2.1.2 老朽化の状況

(1) 管路更新率

管路更新率は、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる。

$$\text{管路更新率} = \frac{\text{当該年度に更新した管路延長}}{\text{管路延長}} \times 100$$

本町の管路更新率は、平成 30～令和 4（2018～2022）年度において 0.5～1.0%で推移しており、類似団体平均および全国平均と比較すると高い水準で推移している（図 2-14 参照）。

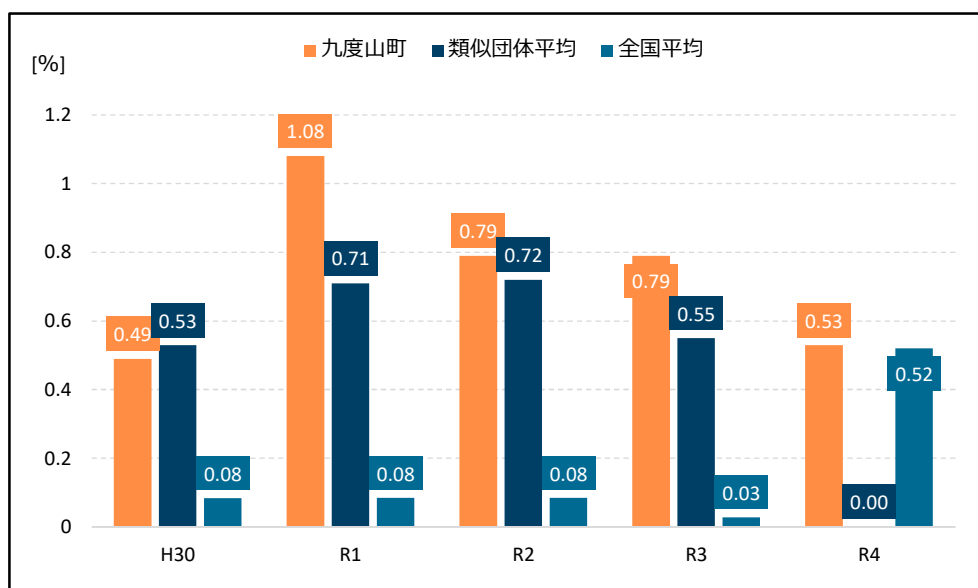


図 2-14 管路更新率の推移

3 固定資産の取得実績

本町の簡易水道事業は、令和 5（2023）年度に法適用企業となったため、令和 4（2022）年度以前は固定資産に関する情報が整理されておらず、経営指標を用いた分析において固定資産に関する分析が十分にできていない。そこで、法適用に伴い整理した固定資産台帳を基に、固定資産の取得実績を図 2-15 に示すとおり整理する。法定耐用年数が 40 年である管路、法定耐用年数が 50～60 年の施設、法定耐用年数が 10～20 年の機械・電気等の設備は昭和 55（1980）年度から取得しており、計画的な更新が必要な状況になっている。

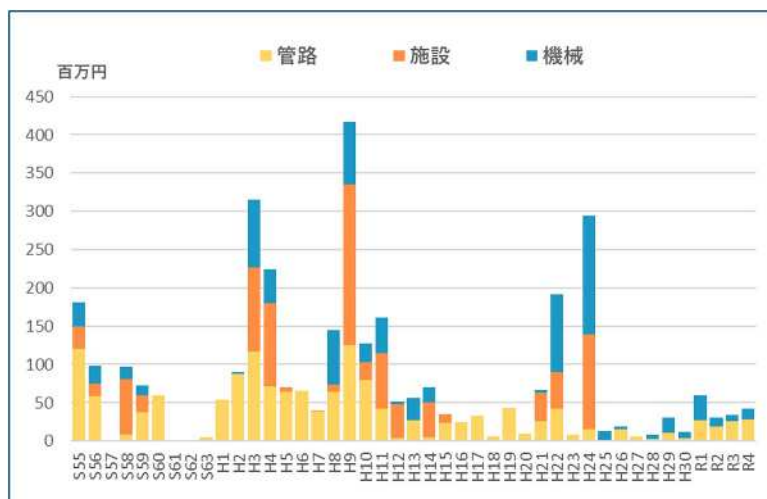


図 2-15 固定資産の取得実績

4 現状分析まとめ

本章で示した水道事業の現状を表 2-3 に整理する。

表 2-3 水道事業の現状まとめ

分類	項目	現状
ヒト	職員数	上下水道課上水道系の職員 2 名を中心に水道の維持管理等の業務を担当している。
	業務の割当	現在、税務課の所管となっている使用料の徴収業務が令和 6（2024）年度に上下水道課に移管する予定であるため、人員の増員が必要である。
モノ	管路更新率	近年は 0.5～1.0%で推移。計画的に管路更新を行っている。
	固定資産の取得実績	法定耐用年数を超過した資産があるため、計画的な更新が必要な状況にある。
カネ	収益的収支比率	全国平均および類似団体を下回る水準。収益で費用を賄えておらず単年度で赤字の状態が続いており、改善が必要である。
	企業債残高対給水収益比率	直近の令和 4（2022）年度に老朽管等の更新を実施したため、3,162%まで増加しており、類似団体平均や全国平均より高い水準にある。
	料金回収率	100%を下回っており、給水に係る費用が給水収益で賄えていない状況であるため、適正な料金収入の確保や給水に係る費用の削減等の検討が必要である。
	給水原価	給水原価は近年微増傾向にあり、類似団体平均と比較すると 30～50 円/m ³ 程度高くなっている。
	施設利用率	近年微減傾向にあり令和 4（2022）年度では 54.7%。類似団体平均と全国平均と比較すると概ね同水準で推移している。
	有収率	有収率は 78.3%と類似団体平均および全国平均よりやや高い水準で推移している。今後も有収率の向上を図る必要がある。

第3章 将来の事業環境

1 水需要予測

1.1 行政区域内人口の予測

本町では「九度山町人口ビジョン（令和 3 年改訂版）」（以下、「人口ビジョン」という。）において、行政区域内人口の予測について以下の 3 パターンのシミュレーションを検討した。

- シミュレーション 1：国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）に準拠
合計特殊出生率が平成 27（2015）年時点の実情に合わせて推移し、純移動数が全国的に減少するものとした場合
- シミュレーション 2：実勢に合わせた緩やかな改善
出生率を町民希望出生率まで改善、純移動数は平成 30（2018）年 3 月社人研推計値を実勢に合わせて緩やかな改善数値に補正し、令和 42（2060）年まで補正値を継続するものとした場合。
- シミュレーション 3：現在の実勢から、総合戦略の施策で人口減少を抑制
出生率はシミュレーション 2 と同様とし、純移動数を実勢値で補正し、さらに今後の総合戦略の施策展開により純移動数が順調に改善されるものとした場合。

人口ビジョンで参考にした社人研推計値は平成 29（2017）年度の推計結果であり、令和 5（2023）年 12 月に社人研の最新推計値が公開されたことから、本検討においては以下の通り社人研データの最新数値を用いたシミュレーション 4 を用いることとした。

- シミュレーション 4：国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の最新データに準拠

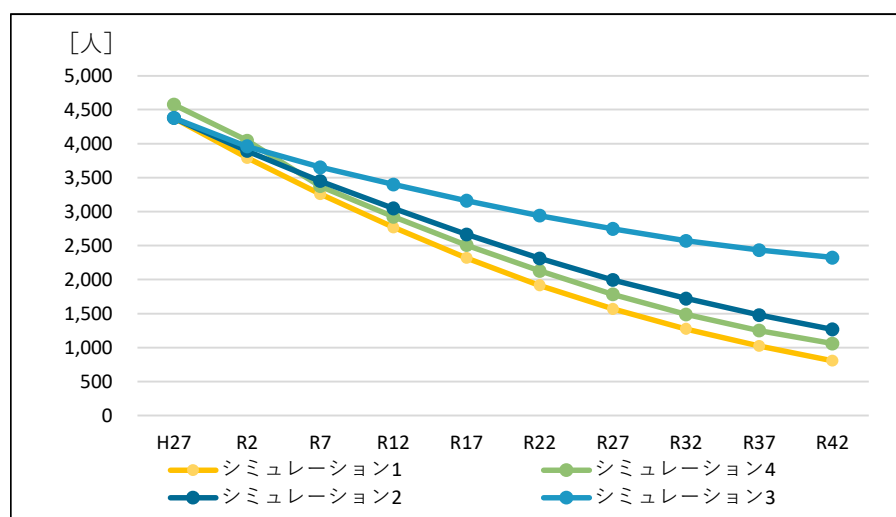


図 3-1 行政区域内人口の予測

1.2 給水人口の予測

給水人口は、行政区域内人口の予測値に令和 4（2022）年度の普及率（給水人口÷行政区域内

人口) を乗じる形で予測を実施する (図 3-2 参照)。

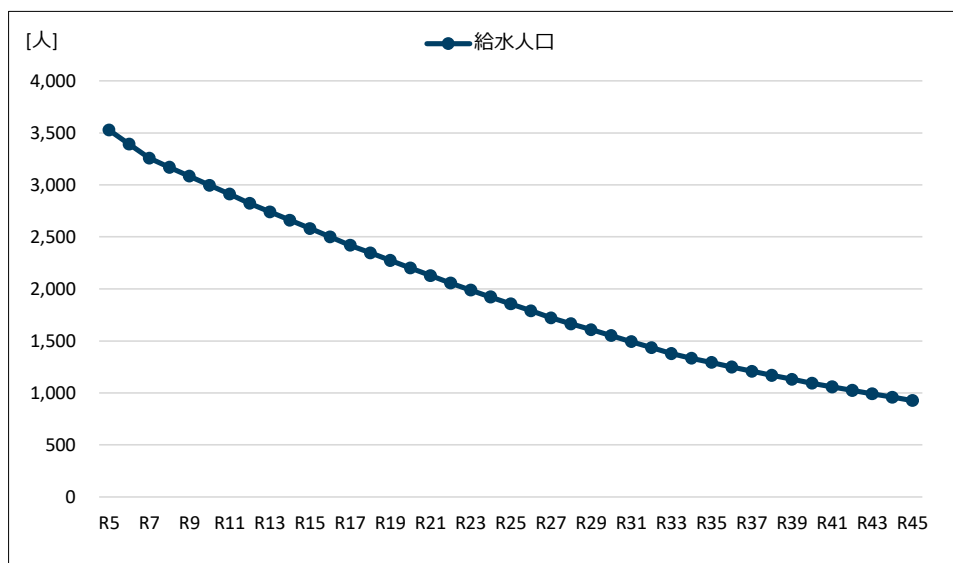


図 3-2 給水人口の予測

1.3 有収水量の予測

有収水量は、生活用とその他用途分に分けて将来値を算出する。生活用は令和 4 (2022) 年度末時点の有収水量と給水人口の実績値より算定した有収水量原単位 (有収水量 (m³) ÷ 給水人口 (人)) に将来の給水人口推計値を乗じることで算出し、その他用途用は令和 4 (2022) 年度末の実績値を一定額見込むこととする (図 3-3 参照)。

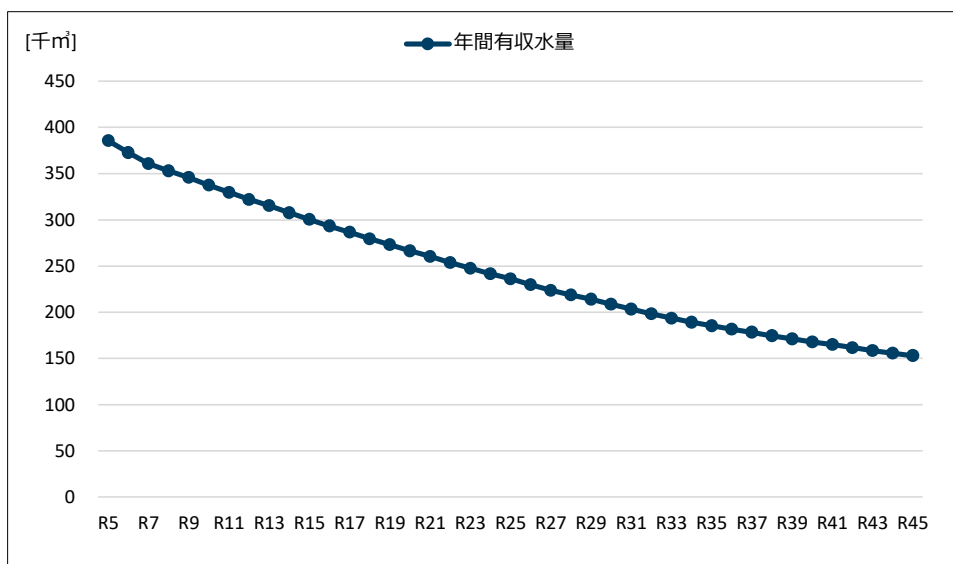


図 3-3 有収水量予測

2 施設の見通し

施設を更新しない場合の健全度¹を図3-4に示す。更新しない場合は、令和6（2024）年度は健全資産が75%、経年化資産が11%、老朽化資産が14%であるが、40年後の令和45（2063）年度は健全資産が2%、経年化資産が34%、老朽化資産が64%となる見込みである。

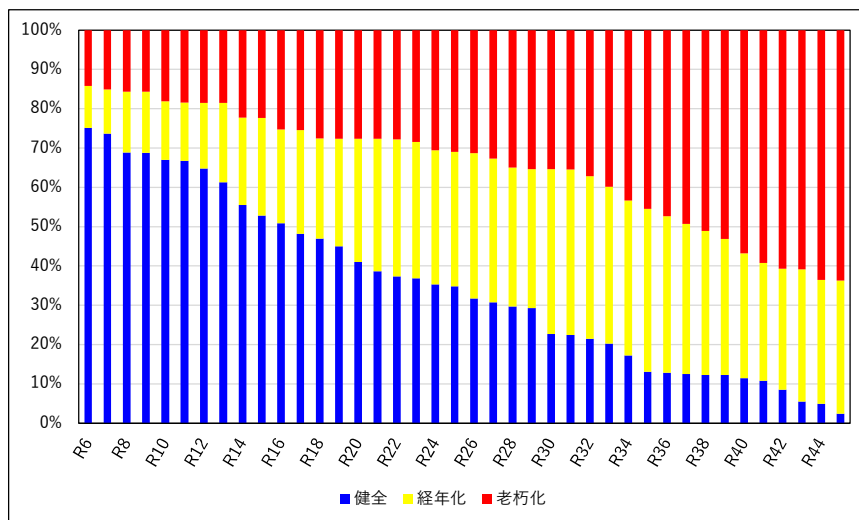


図3-4 更新しない場合の健全度（全体）

また、施設を法定耐用年数²で更新した場合の更新需要を図3-5に示す。法定耐用年数で更新した場合、法定耐用年数を既に超過している資産の更新が重なり令和6（2024）年度に約12億円の更新が必要になる。40年間では約74億円（年平均1.8億円）が発生する見込みである。

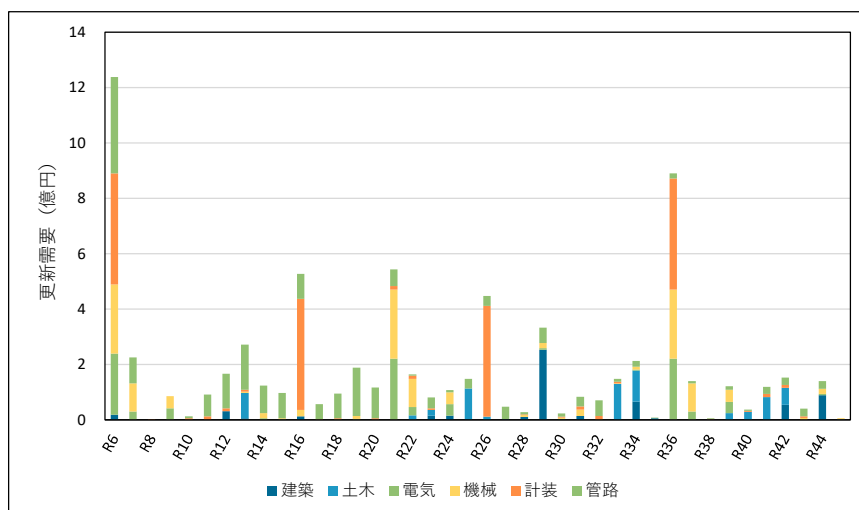


図3-5 法定耐用年数で更新した場合の更新需要

¹ 健全度 「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」で示される区分を用いる。健全資産は経過年数が法定耐用年数以内の資産、経年化資産は経過年数が法定耐用年数の1.0を超えて1.5倍以内の資産、老朽化資産は経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超えた資産。

² 本検討では資産を工種別に分類し、代表的な法定耐用年数（建築：50年、土木：60年、機械・電気：15年、計装：10年、管路：40年）での更新の検討を実施した。

3 財政収支の見通し

3.1 財政収支見通しの算出結果

料金を据え置いた場合の将来見通しを確認する。現状維持シナリオの結果を図 3-6～図 3-11 に示す。

料金を据え置いた場合、令和 6（2024）年度以降、損益赤字で推移し、資金残高もマイナスとなり事業継続が困難な状態となる見込みである。

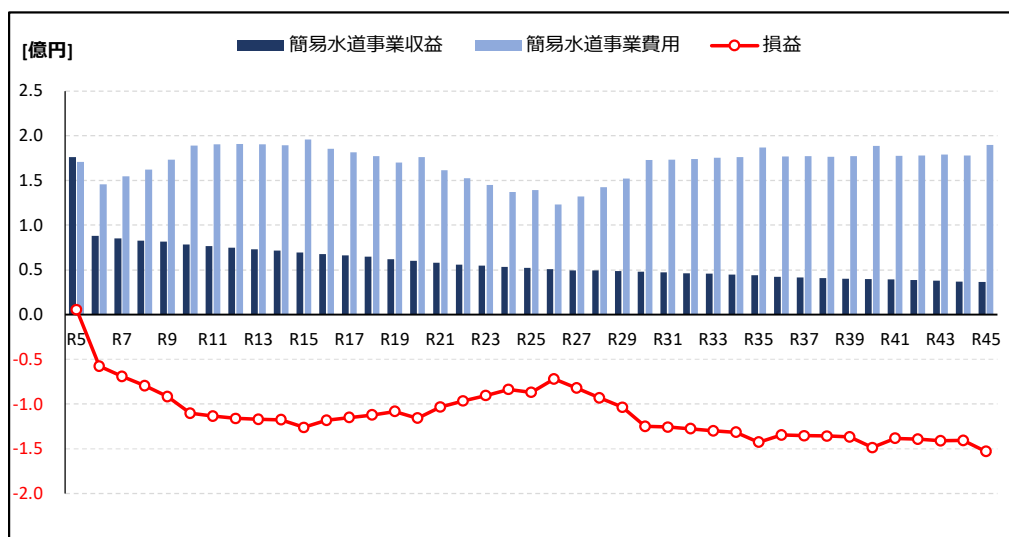


図 3-6 収益的収支（現状維持シナリオ）

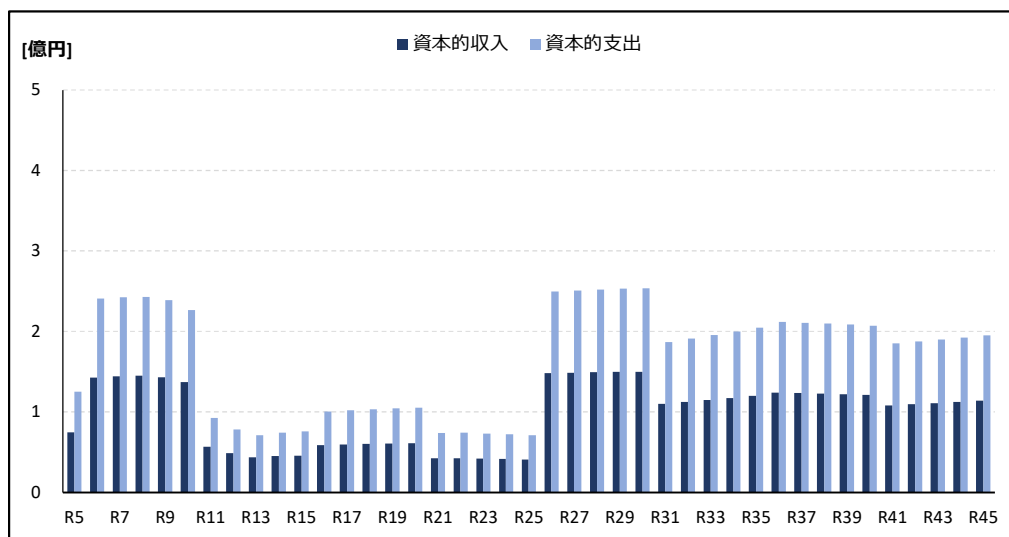


図 3-7 資本的収支（現状維持シナリオ）

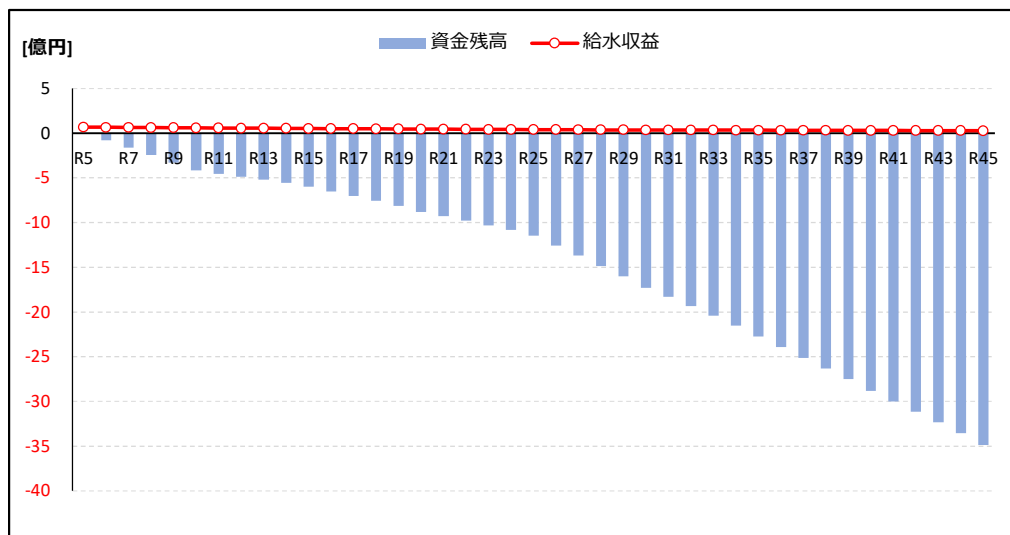


図 3-8 資金残高（現状維持シナリオ）

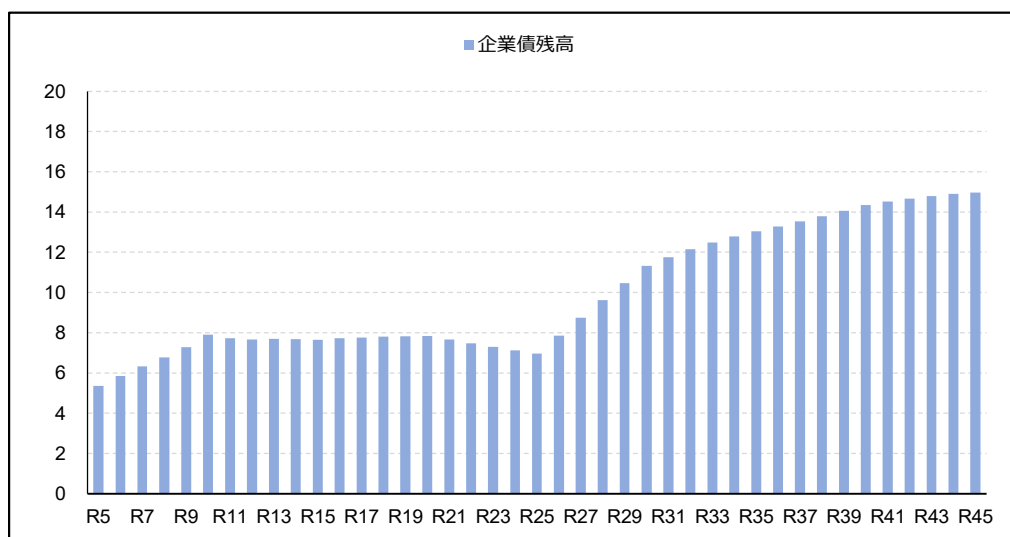


図 3-9 企業債残高（現状維持シナリオ）

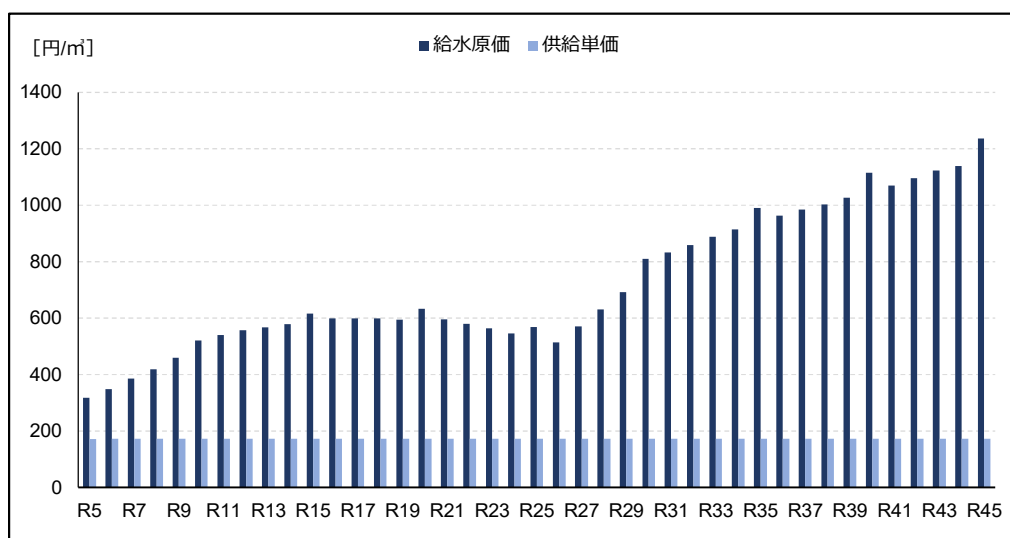


図 3-10 供給単価・給水原価（現状維持シナリオ）

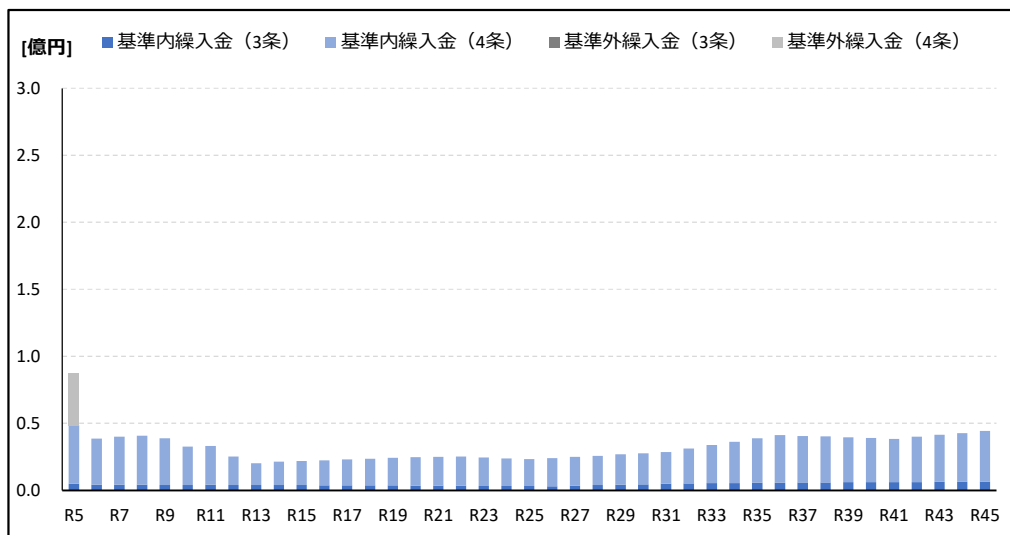


図 3-11 繰入金（現状維持シナリオ）

4 まとめ

本章で示した本町の簡易水道事業の将来の事業環境の見通しを表 3-1 に整理する。

表 3-1 将来の事業環境まとめ

分類	項目	将来の事業環境
ヒト	職員数	業務量を考慮するとこれ以上の人員削減は難しいため、今後 10 年間は現行の人員を確保する見込みである。
モノ	施設の見通し（健全度）	更新しない場合は、令和 6（2024）年度は健全資産が 75%、経年化資産が 11%、老朽化資産が 14%であるが、40 年後の令和 45（2063）年度は健全資産が 2%、経年化資産が 34%、老朽化資産が 64%となる見込みである。
	施設の見通し（更新需要）	法定耐用年数で更新した場合、法定耐用年数を既に超過している資産の更新が重なり令和 6（2024）年度に約 12 億円の更新が必要になる。40 年間では約 74 億円（年平均 1.8 億円）が発生する見込みである。
カネ	損益	料金水準を現行通りとした場合、令和 6（2024）年度以降、損益赤字となり見込みである。
	資金残高	料金水準を現行通りとした場合、令和 6（2024）年度以降、資金残高がマイナスとなり事業継続が困難な状態となる見込みである。

第4章 経営課題と経営改善に向けた取り組み

1 経営課題の整理

将来の経営の基本方針を策定するため、「第2章 事業の概要」及び「第3章 将来の事業環境」で抽出した経営課題を表4-1に整理する。

表 4-1 経営課題

分類	経営課題
ヒト	■ 税務課の所管となっている使用料の徴収業務が令和 6（2024）年度に上下水道課に移管する予定であるため人員の増員が必要である。 ■ 業務量を考慮するとこれ以上の人員削減は難しいため、現行の人員を確保する必要がある。
モノ	■ 施設を更新しない場合、経過年数が法定耐用年数を超える資産が見込まれるため、計画的な施設の更新が必要である。 ■ 法定耐用年数で更新した場合、法定耐用年数を既に超過している資産の更新が重なり令和 6（2024）年度に約 12 億円の更新が必要になる。また、40 年間では約 74 億円（年平均 1.8 億円）が発生する見込みであるため、更新財源確保の観点で投資計画を検討する必要がある。
カネ	■ 現状において収益的収支比率が 100%を下回っている状態であり、今後も現行の使用料水準で経営を続けた場合は損益赤字が見込まれるため、収支の改善が必要である。 ■ 料金回収率が 100%を下回っている状態であるため、料金の適正化の検討が必要である。 ■ 料金水準を現行通りとした場合は令和 6（2024）年度以降に資金残高がマイナスとなるため、資金確保策の検討が必要である。

2 経営改善に向けた取り組み

本項では、「1 経営課題の整理」を踏まえ、計画期間内における経営改善に向けた取り組みを検討する。

表 4-2 経営改善に向けた取り組み

分類	経営課題	経営改善に向けた取り組み
ヒト	税務課の所管となっている使用料の徴収業務が令和 6（2024）年度に上下水道課に移管する予定であるため人員の増員が必要である。	増員の要請を実施する。
	業務量を考慮するとこれ以上の人員削減は難しいため、現行の人員を確保する必要がある。	現行の人員が確保できるよう、引き続き総務課との調整を行う。
モノ	既に経過年数が法定耐用年数を超える資産が存在する。	投資計画を策定し、計画的な更新を実施する。
カネ	料金回収率が 100%未満であるため、現行使用料の水準について検討する必要がある。	現行料金の設定が適正化について評価し、料金改定の必要性について検討を行う。
	料金水準を現行通りとした場合は令和 6（2024）年度以降に資金残高がマイナスとなる見込みである。	財政状態についての達成すべき目標値を設定し、必要に応じて投資の見直し・料金改定・基準外繰入の検討を行う。

第5章 投資・財政計画

投資計画をアセットマネジメントの考え方に基づく時間計画保全による更新費用を採用する方針ではなく、令和元（2019）～令和 4（2022）年度の実績平均値である 43 百万円の投資を毎年実施する方針とし、状態監視に基づき資産を管理していくこととした。ただし、令和 7（2025）年度は更新の必要性が明確な中央監視装置の更新費用 1.4 億円を見込むものとする。

投資・財政計画の概要を以下に示す。

- 令和 8（2026）～令和 11（2029）年度、令和 15（2033）年度は損益赤字が発生する見込みであるが、資金残高が十分に確保できるため、損益赤字を許容するものとする。
- 3 条基準外繰入金を毎年 58 百万円～73 百万円繰入れるが、令和 16（2034）年度以降に損益黒字を維持するため、令和 20（2038）年度に 18%、令和 25（2043）年度に 8%、令和 30（2048）年度に 8%、令和 35（2053）年度に 17%、令和 40（2058）年度に 22%、令和 45（2063）年度に 17%の料金値上げが必要となる。
- 令和 16（2034）年度以降は、基準外繰入金及び料金改定により損益黒字となり、損益勘定留保資金による資金が留保できるため、給水収益の 1 年分以上の資金残高が確保できる。なお、資金残高が給水収益の 1 年分を下回る年度も資金残高を 3 千万円以上は確保でき、資金ショートには陥らない。
- 企業債残高は令和 30（2048）年度には 7 千万円まで減少する。
- 各年の繰入金総額は 0.6～1 億円の間で推移する。

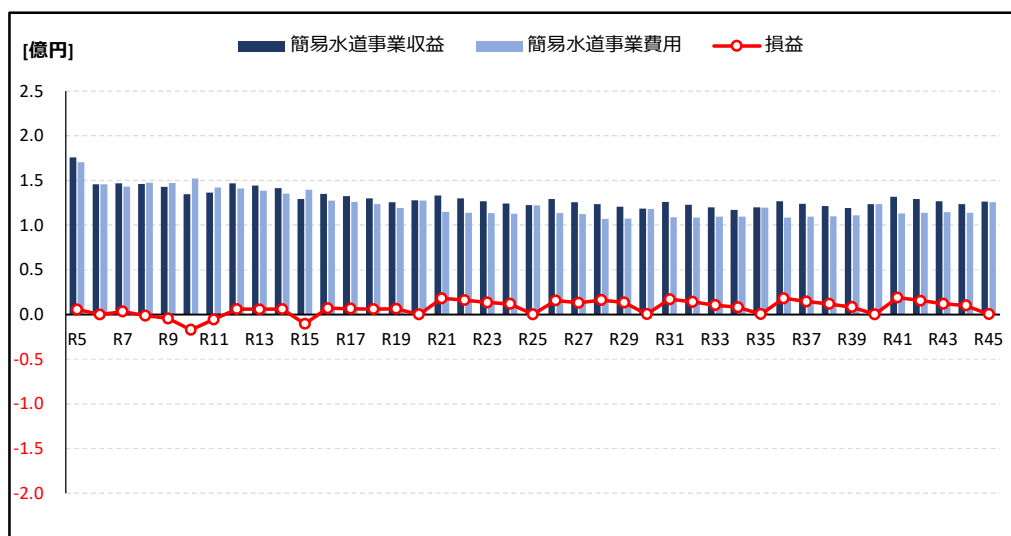


図 5-1 収益的収支（採用シナリオ）

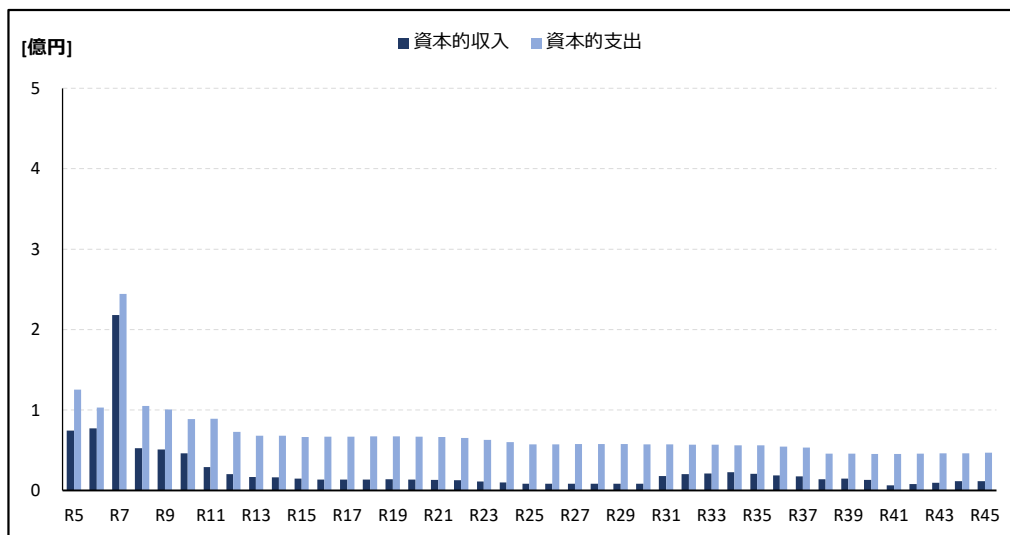


図 5-2 資本的収支 (採用シナリオ)

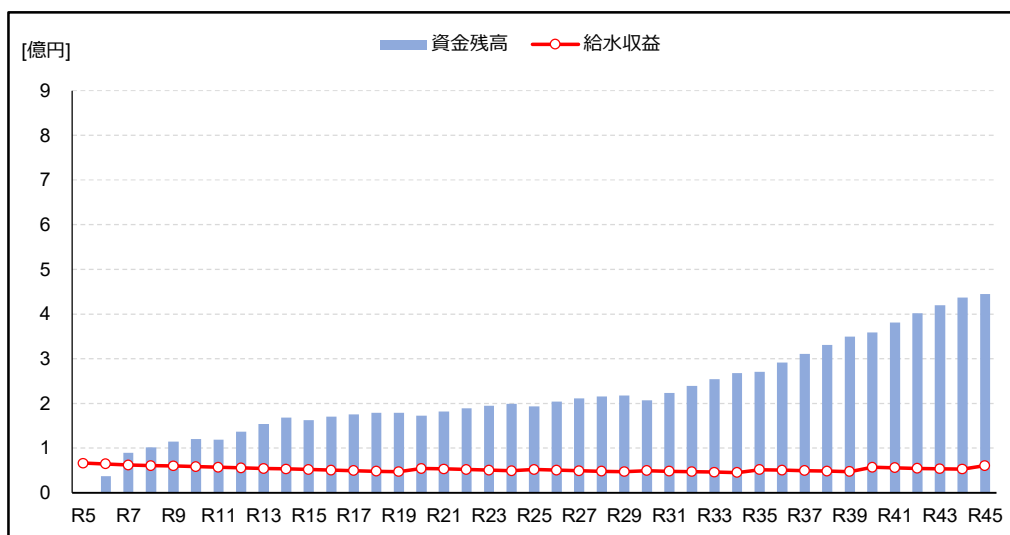


図 5-3 資金残高 (採用シナリオ)

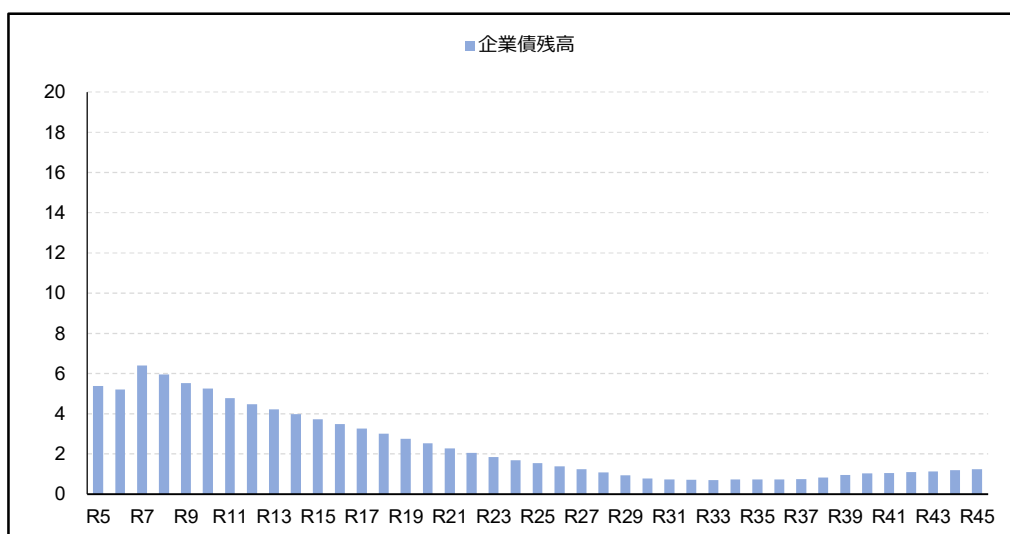


図 5-4 企業債残高 (採用シナリオ)

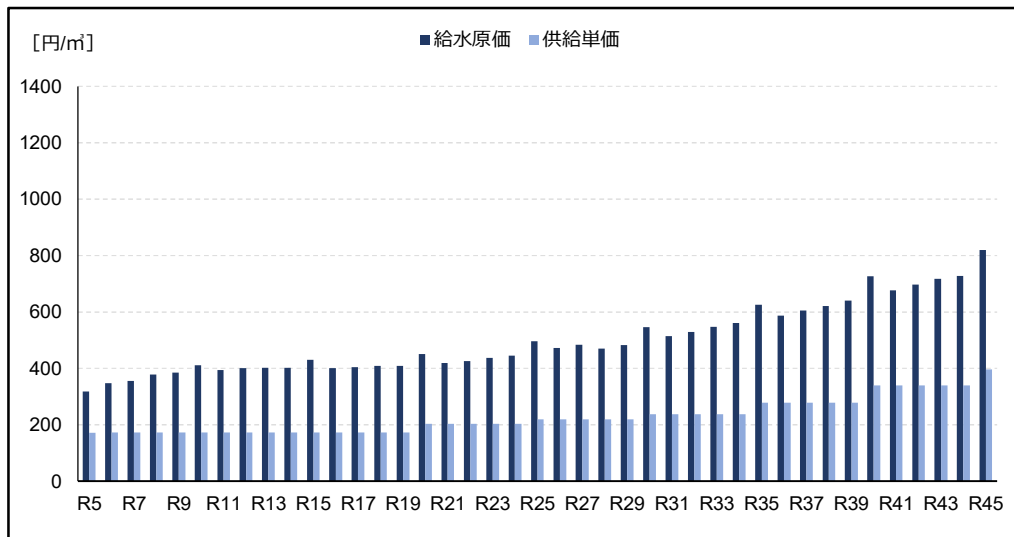


図 5-5 供給単価・給水原価（採用シナリオ）

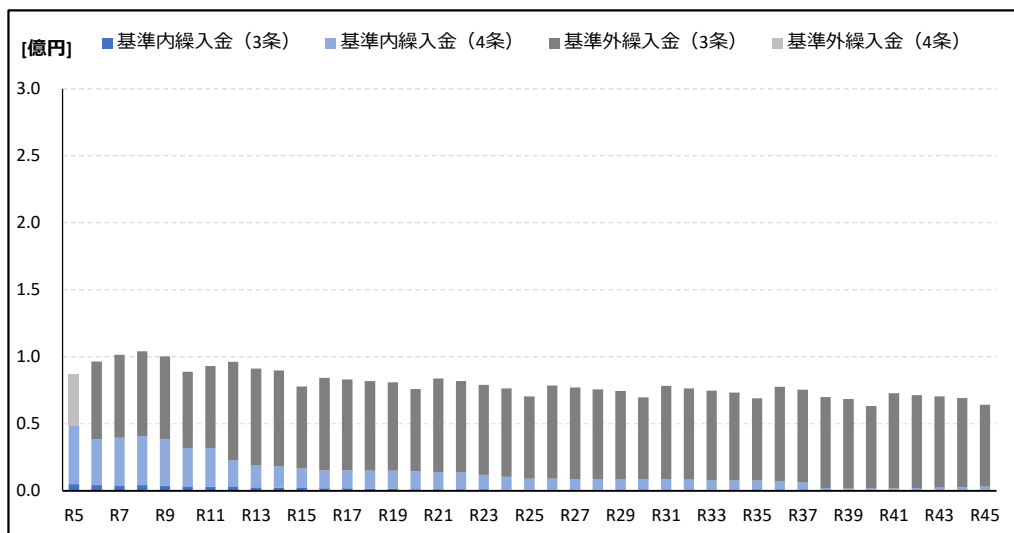


図 5-6 繰入金（採用シナリオ）

第6章 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組

1 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況

1.1 広域化

令和 4（2022）年度に和歌山県が策定した「和歌山県水道広域化推進プラン」に基づき、本町においても和歌山県及び紀北圏域の水道事業と連携しながら広域化の検討を進めていく。

1.2 民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI 等の導入等）

令和 5 年 6 月に内閣府が策定した「PPP／PFI 推進アクションプラン」では、水道事業及び下水道事業が「ウォーター PPP」の活用を目指すことが示された。本町においても先行事例等の情報を収集していく。

1.3 施設・設備の廃止・統合・合理化

本検討では現有施設を全て更新することを前提とした検討となっている。今後、人口減少に伴い水需要も減少することが想定されるため、必要に応じて施設・設備の廃止・統合を検討することで更新費用の削減を図っていく。

2 財源についての検討状況

2.1 料金

経営戦略の検討期間内は料金改定を見込まないものとし、経営戦略を見直す 5 年後に料金改定の必要性を検討する方針とする。

2.2 企業債

中央監視装置を更新する令和 7（2025）年度までは工事費の 100%の借り入れを行い、以降は損益勘定留保資金により資金確保が可能になるため、企業債を減らしていく見込みである。

2.3 繰入金

町全体で調整を図り、基準内繰入金だけでなく基準外繰入金も活用していく。基準外繰入金の金額は下水道事業とも調整を図り、5～7 千万円を見込むものとする。

2.4 資産の有効活用等による収入増加の取組

現時点で資産活用による収入増加を見込んでいるものはない。今後、施設の廃止・統合を検討する場合に、廃止する施設の有効活用について検討を行っていく。

第7章 経営戦略の事後検証

1 基本的考え方と PDCA サイクルの確立

本経営戦略の見直しにあたっては、3 年～5 年に 1 度、計画と実績の乖離及びその原因を分析するとともに PDCA サイクル（計画策定（PLAN）→実行（DO）→検証（CHECK）→見直し（ACTION）、図 7-1 参照）を活用し事業全体の方針について検討する。

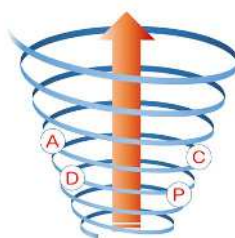


図 7-1 PDCA サイクル

2 進捗管理について

本計画における経営改善に向けた取り組みを実施していく中で、取り組みの進捗状況及びその効果について定期的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行う。また、定期的に財政状況を確認し、本計画との大きな乖離が認められる場合には見直しや再検討を行う。

なお、本計画に書かれていないものであっても、将来の目標の達成や目指すべき水道事業の実現に必要なことと判断される場合は、変更及び見直しを行い、適切に計画に反映させていくものとする。

表 7-1 今後の取組み及び目標と評価方法

分類	今後の取組み及び目標	評価方法
ヒト	増員の要請を実施する。	毎年、業務量に対する人員が適切であるかを課内で実施する。
	現行の人員が確保できるよう、引き続き総務課との調整を行う。	
モノ	次回の経営戦略見直しに向けて、具体的な投資計画を策定する。	令和 10（2028）年度に策定が完了しているかの確認を行う。
カネ	次回の経営戦略見直し時に料金改定の必要性を検証する。	令和 10（2028）年度に検討が完了しているかの確認を行う。
	令和 7（2025）年度以降、資金残高は料金収入の 1 年分以上を確保する。	決算時に目標達成ができていないかを確認する。

3 経営戦略の改定について

本計画策定から 5 年後の令和 10（2028）年度に経営戦略の見直しを行う予定とする。